

## 北広島市公共工事等の前払金及び中間前払金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号)第43条の規定に基づき、公共工事の経費の前金払及び前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、予定価格が300万円以上であり、かつ、事業期間が50日以上建設工事の請負契約(以下「建設工事」という。)及び建設工事に係る設計、調査、測量等の業務委託契約とする。

(前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、建設工事については契約金額の4割以内とし、建設工事に係る設計、調査、測量等の業務委託契約については契約金額の3割以内とする。

(前払金の最高限度額)

第4条 前払金の最高限度額は、1件の契約につき6,000万円とする。

(前払金の端数処理)

第5条 前払金の額を算出した場合において、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前払金を受ける場合の手続)

第6条 契約者が前払金を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。)第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、市に保証証書を寄託するとともに市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(前金払の変更等)

第7条 市長は、前金払をした後に契約の内容を変更し、その結果契約金額に増減が生じた場合において、前払金の額を変更する必要があると認めるときは、当初の前払金の率を増減した契約金額に乘じ、その増加分については支出し、減少分については返還させなければならない。

2 市長は、前項の規定により前払金の額を変更する場合は、契約者に保証契約変更証書を寄託させなければならない。

(前払金の使用等)

第8条 契約者は、前払金を契約した工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(前払金の返還)

第9条 前払金の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 市との契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前金払に係る公共工事以外の経費の支払に充てたとき。

(遅延利息)

第10条 市長は、前条の規定により前払金を返還させる場合には、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を利息として徴収することができる。

(中間前金払の対象)

第11条 中間前金払の対象は、前金払をした建設工事のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事等に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事等に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第12条 中間前金払の割合は、契約金額の2割以内とする。ただし、中間前金払した後の前払金の合計額が契約金額の6割を超えてはならないものとする。

(中間前払金の最高限度額)

第13条 中間前払金の最高限度額は、1件の契約につき3,000万円とする。

(中間前金払の認定請求等)

第14条 契約者が中間前払金の支払を受けようとするときは、認定請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書の提出を受けたときは、当該認定に係る調査を行わなければならない。

3 市長は、前項の調査の結果が妥当と認めるときは、認定書を作成の上、契約者に交付しなければならない。

(準用)

第15条 第5条から第10条の規定は、中間前金払について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う建

設工事等から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に廃止前の北広島市公共工事等の前金払に関する規程(平成 15 年訓令第 5 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。